

## 5 教育研究の内容・方法と条件整備 (3)

### 国内外における教育・研究交流

#### 1) 教育研究の国際交流を推進する基本方針及び措置の適切性

本項目の点検・評価は基準協会設定の 2 つの小項目「B 群:国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性」、及び、「B 群:国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性」を合わせて行う。

その評価の基準は、規程・制度に見られる基本方針が適切であるか、また、実際の措置が適切で効果を挙げているか、という点に置く。なお、教員に関しては大学院の自己点検・評価報告書に記載する。

#### [現状の説明]

##### (1) 諸規程・制度

国際化への対応と国際交流を推進するために、学生の留学等に関して次の諸規程が定められている。

- ①「国外留学規程」〔添付資料の「規程集」215 頁〕
- ②「国際交流委員会規程」(同 457 頁)
- ③「国際交流基金規程」(同 1603 頁)
- ④「国際交流基金奨学金規程」(同 285 頁)
- ⑤「国際交流基金奨学金規程運用内規」(同 288 頁)
- ⑥「外国人留学生規程」(同 293 頁)
- ⑦「外国人留学生に関する申し合わせ事項」(同 296 頁)
- ⑧「外国人留学生学生納付金減免規程」(同 299 頁)

これらの規程によって、海外留学に関する基本事項及び国際交流推進のための奨学金給付等が定められ、また、外国人留学生の受入れ及び経済援助(授業料減免)等が定められており、国際交流を推進する大学の方針が表れている。

##### (2) 国際交流センター (International Center)

国際交流センターは平成 15 年 4 月 1 日をもって新たに発足した。従来から本学の学生の多くが留学や語学研修など海外での勉学を希望してきたが、そのような学生への支援は、今までは主に各学科が独自に行っており、各学科間の連絡及び大学としてのサポート体制が十分であるという状況ではなかった。そこで、留学に関して学生を総合的に支援する目的で、本センターが設立された。センターの前身は平成 14 年 4 月に暫定的に設置された国際交流資料室であり、そこには国際交流業務と留学相談専門の嘱託職員が配属されたが、一年の経過措置を経てこの度、国際交流センター設立へと発展した。当センターには嘱託職員に替って、国際交流コンサルタントが配属され、本格的かつ総合的な留学相談・本学の外国人留学生との交流・海外でのインターンシップ支援などを活発に行っている。また、海外留学を経験した本学学生が中心となって、清泉国際学生協会(Seisen International Students Association)が平成 14 年秋に結成され、特に海外からの留学生の支援に活躍している。

##### (3) 国際交流の実績

① 長期留学制度：本学は、イギリス・カナダ・アメリカ・スペイン・アイルランド・オーストラリア・中国などの大学に長期留学の道を開いているほか、とくに英語圏やスペイン語圏を中心とする 17 大学とは緊密な国際交流を行っている。留学先では各大学の斡旋や本学教員のアドバイスにより、ホームステイや寮生活が体験できるようになっている。留学先での学習内容としては、語学をはじめとして、各学生の所属学科に即した専門領域の科目の履修が可能である。留学先の選定に当たっては学生の希望を優先し、留学の条件・学内選考・入学試験・定員等については、所属学科や留学先大学の定める条件を勘案して、相談して決めている。基本条件としては、英語圏の大学への留学の場合は、基本的な条件として TOEFL500 点以上としている。

るが、実際の対応としては同 550 点以上を目指すように指導している。

長期留学についての過去 5 年間 (1998~2002 年) の実績の概略を示せば、表 5-1 の通りである。合計は 82 名となる。

表 5-1 留学先別留学生数 (1998~2002 年の合計)

(人)						
イギリス	アイルランド	アメリカ	カナダ	スペイン	メキシコ	中国
24	6	6	12	30	1	3

② 短期国外研修制度：短期間ではあるが海外での勉強や生活により異文化体験を得ることを希望する学生のために、春や夏の長期休暇を利用した海外研修制度が用意されている。現地の教育機関が実施するプログラムに参加しながら、ホームステイや寮生活が体験できる「夏期・春期英語圏語学研修&ホームステイ」、「スペイン語研修旅行」をはじめ、ヨーロッパの歴史や美術を実地で学ぶ「ヨーロッパ研修旅行」、夏休み中に 2 週間、本学の設立母体である修道院を通じて、インドやフィリピン等でさまざまな体験学習を行う「異文化体験学習」がある。また、「春期カナダホームステイ語学研修」では、春休み中にバンクーバー近郊で約 1 ヶ月間、ホームステイをしながら英語研修を実施している。これらのプログラムの学修により、所定の成績

をおさめた者には 2~4 単位が本学の単位として認定されている。

短期の海外研修に参加する学生も多く、過去 5 年間 (1998~2002 年) に海外の語学研修等に参加した学生数の合計を示せば、表 5-2 の通りである。

③ 本学ではまた、コンコルディア大学英語集中講座 (Concordia University English Courses at Seisen) を開設している。カナダのモントリオール市のコンコルディア大学生涯学習センター語学研修所が実施している英語学習コースは優れたコースとして定評があり、世界各国から受講生が集まっている。本講座では、コンコルディア大学語学研修所の教員を招いて、現地でのコースをほぼそのままの形で清泉女子大学において実施している。学科を問わずこの集中講座を受講して単位を取得することが可能であり、過去 5 年間に受講した学生数の合計は 400 名を超えている。

④ 本学の外国人留学生の最近 5 年間の数は表 5-3 の通りである。全体としてその数は少ないが、漸増の傾向にあると見ることができる。

### [点検と評価]

(1) 国際交流の推進については、とくに学生の海外留学に関する基本的な規程・制度は整備されてきていると評価される。学生への経済的な助成や留学先での修得単位の認定も制度化されており、また 1 年間留学し

表 5-2 海外語学研修等参加人数 (1998~2002 年の合計)

研修名	研修先	研修期間	参加者数 (人)
夏期海外語学研修 & ホームステイ	A: アイルランドコース (ダブリン)	University College Dublin	123
	B: 英国コース (ロンドン)	St. Patrick's International College	
	C: カナダコース (エドモントン)	University of Alberta	43
	D: オーストラリアコース (シドニー)	Macquarie University	9
春期海外語学研修 & ホームステイ	A: アイルランドコース (ダブリン)	University College Dublin	60
	B: 英国コース (ロンドン)	St. Patrick's International College	
スペイン語学研修旅行 (夏期)	Universidad Internacional Menendez Pelayo	36 日間	89
ヨーロッパ研修旅行 (2・3 年次中心)	ヨーロッパ各都市	3 週間	130
カナダ コンコルディア大学夏期語学研修 (個人参加)	Concordia University (Center For Continuing Education)	約 1 ヶ月	12
春カナダ ホームステイ & 語学研修 (個人参加)	Canadian Homestay International Services (CHIS)	約 1 ヶ月	82
異文化体験学習 (インド)	インド西南部の都市と農村の調査 (2002 年度より)	2 週間	9

表 5-3 本学の外国人留学生数（2002 年 5 月 1 日現在）

(人)

年度	1998 年度	1999 年度	2000 年度	2001 年度	2002 年度
在籍数	3	3	4	9	10
内訳	韓国(2) 中国(1)	韓国 (3)	中国 (2) 韓国 (2)	中国 (5) 韓国 (3) ヴェトナム(1)	中国 (5) ロシア(1) 韓国 (3) ヴェトナム (1)

大学院生・聴講生・研究生・科目等履修生を含む

でも通算 4 年間で本学を卒業することができる制度となっており、このような点も、国際交流を推進する大学の姿勢として評価される。

(2) 留学する学生を実際にサポートする部署として国際交流センターが設置されたことにも、大学の国際交流推進の姿勢が表れている。このセンターについては、①いかに学生のニーズに答えているか、及び②センターによる企画によりいかに学生を啓発できているかの 2 点で点検・評価されるべきであろう。①については、国際交流センターは学生のニーズに応える形で大学が設置したものであり、それにより海外への留学や語学研修の相談を系統的にかつ継続的に行う専門部署が設けられたことは進歩であった。また、センターの活動により海外からの留学生との交流も増え、さらにフロリダ州マイアミ商工会議所等へのインターン派遣も実現する運びとなり、発足したばかりのセンターではあるが、第 1 の点では大きく前進したと評価される。しかし、海外留学や語学研修のプログラムは従来から学科の管理の下にあったという慣例もあり、今後はセンターと各学科との機能的な連携を進める必要がある。②の啓発プログラムに関してはこれから企画し、実施していくことになる。

(3) 実績の上では、長期・短期の留学生はかなりの数にのぼっていることは評価される(表 5-1、表 5-2)。しかし、海外からの留学生の受け入れの面では実績に乏しい(表 5-3)。このように国際交流の双方向性が実現されていない主な理由としては、本学が文学部の単学部大学であるため科学技術系やビジネス系のコースがないこと、英語で行われる授業が少ないこと、留学生向けに奨学金が充実していないこと等が考えられる。

### [改善の方策]

(1) 留学に関しては、国際交流センターが現在行っている留学相談に加えて、センターの方から学生に対して積極的に働きかける必要がある。そのため、センターが留学セミナーを開催し、また各学科が主催するさ

まざまな語学研修への支援を行っていく計画である。また、海外で日本語教師として働きたい学生が当事国や州の教育制度に適う資格と能力を備えて就職できるように支援を行う予定である。

(2) また啓発プログラムとしては、TOEFL 講座のような英語実力養成のための講座の開設、本学の特徴を生かした学生による国際シンポジウムの本学での開催、海外の提携大学からのインターンの受け入れ、海外の高校生・大学生を対象にした日本文化・日本語短期集中講座等の実施など、本学の学生と海外の学生との交流の機会を増やしていく計画である。

(3) 本学は現在、海外の大学との提携・交流を拡大していく方向をとっており、そのための支援も国際交流センターの業務の一つである。今後は欧米だけではなく近隣のアジア諸国の大学との協定を積極的に進めていく必要がある、現在は台湾及びフィリピンの数校の大学と提携を結ぶ計画を進めている。海外からの留学生の受け入れについては、とくに近隣のアジア諸国を重視していかなければならない。

(4) 従来、本学の留学生の大半は語学系の 2 学科の学生であったが、今後は 5 学科のそれぞれの独自性を生かした国際交流の推進を図る必要がある。例えば、学際的な教育研究を行っている地球市民学科において海外との交流活動が活発化することが望まれる。

## 2) 外国人教員の受け入れ態勢の整備状況

専任教員としての外国人教員については、「7 教育研究のための人的体制」で扱うので、本項目では外国人教員の客員教授としての招聘について点検・評価を行う。

### [現状の説明]

外国人研究者の受け入れについては、「外国人客員教授の招聘に関する内規」が定められている。これに

表 5-4 招聘教授による集中講義

教授氏名	大学名等	期間	担当科目名／対象
Dr. Marc Vitse (マルク・ヴィッツ博士)	Toulouse 大学教授 (フランス) 国際黄金世紀学会元会長	1996年10月14日 ～10月26日	西文学特殊講義 II (集中) 12回／大学院・西文学科
Dr. Maía Cruz García de Enterría (マリア・クルス・ガルシア・デ・エンテリャ博士)	Alcalá de Henares 大学教授 (スペイン) 国際黄金世紀学会副会長	1997年10月1日 ～10月17日	西文学特殊講義 II (集中) 12回／大学院・西文学科 『スペインの民衆文芸』
Dr. Maria Fleming Tymoczko (マリア・フレミング・ティモスコ博士)	Massachusetts Amherst 大学 比較文学教授 (米国)	1999年6月5日 ～6月28日	英語圏文学特殊講義 (集中) 12回／大学院・英文学科
Dr. José María Díez Borque (ホセ・マリア・ディエス・ボルケ博士)	Complutense 大学教授 (スペイン)	2002年9月30日 ～10月12日	スペイン語文学特殊講義 I (集中) 12回／大学院・西文学科 『スペイン黄金世紀の文学と社会』

より、目的、招聘計画、申請書の提出時期、申請書の記載事項、任用手続、費用等が明確に規定されている。

運用については、単一の学科だけに関わることがないようにするために、原則として隔年毎に異なる学科が主体となり招聘計画、申請書、経費（渡航費、宿泊費、日当、国内調査費、研究費、指導費）等の一切の責任を負っている。

招聘客員教授の申請に当っては、上記の内規第 2 条「大学院専攻主任及び学部学科等主任並びに研究所長は、招聘者経歴及び招聘時期、目的等招聘計画を遠足として前々年度 12 月末までに学長に提出する。②学長は、教員役職者会議及び常務会に諮り招聘計画を承認する。」、第 3 条「学長の招聘計画承認後、前年度 10 月末までに外国人客員教授の招聘に関する申請書を学長に提出する。」、第 4 条「申請書には招聘期間、事業内容、招聘条件及び予算を記載する。②申請書には、学歴、職歴、業績に関する書類を添付する。」、第 5 条学長は、申請書に基づき常務会で審議し、教員選考委員会及び教授会の議を経て任命する。」というよう

に具体的に規定されている。過去に行われた招聘事業は、この規定に則って公正かつ適性に行なわれてきた。

最近 10 年間ほどの招聘教授の実績は表 5-4 の通りである。

### [点検と評価]

本学には附属の常設宿泊施設がないために、海外の研究者を招聘する際に障害となる可能性もある。短期に滞在する場合は、商業ベースの宿泊施設により手当てすることができるものの、中・長期の滞在者の場合は宿泊費等の滞在費が嵩むことから外国人研究者の招聘に消極的になる傾向は否めない。

### [改善の方策]

学内ないし学外に、招聘研究者用の宿泊施設を確保することが望ましい。招聘者のいない年度には、必要に応じて海外の留学生にも提供して有効利用が可能となる。

## 「3～5 教育研究の内容・方法と条件整備」の総括

教育研究の内容に関して、本学の教育研究の中心となる各学科の点検・評価、建学の精神や教養教育、語学教育など、全学に共通する部分の点検・評価、さらにインターンシップ、ボランティアなど、新たに重視されてきている分野に関する点検・評価を行なった。

本学の教育研究活動には、各学科がそれぞれの特質を生かして遂行する部分と、全学が共通して遂行する部分がそれぞれの重みを持って存在する。もとより両者が別々なものだというわけではない。本学は、キリスト教ヒューマニズムを建学の精神を基本に据えているが、両者が合わさってこの精神に資する教育研究を形作るのであって、

どちらか一方だけで本学の理念にかなった教育研究が行なわれるわけではない。何より、教育を受ける学生が、学科の専門教育を受ける学生と、たとえば教養教育を受ける学生とに別れているわけではないのである。

(1) 本学の教育研究を自己点検・評価する際にも、先ず第一に、教育研究活動の全体像を絶えず意識しながら考察していくことが必要であろう。一人の学生が、大学という知的共同体に加わってからそこを卒業するまでの4年間に、どのような教育を受けるべきなのか——本学の建学の精神から、各学科の専門性の観点から、さらに、学生自身の生きていくうえでの目標の面から——まずこの観点を自己点検・評価の中心におく必要がある。

(2) その上で、第二に、どのようなカリキュラムとして、これが具現化されているか、その具体的な姿を、単に科目の名称や単位数だけでなく、実際の運用状況まで詳細に把握しつつ、点検・評価する必要がある。

本報告では、個々の項目ごとに詳しく現状が報告され、それにもとづく自己点検・評価が行なわれている。その中で、上述の二つの観点がともに十分に考えられて、大学としての教育研究体制が形成され、各教員の努力によって、各項目に関する教育研究活動が行なわれていることが示されているように思われる。

(3) しかしながら、それにもかかわらず、なおかつ問題点もまた残されている。問題点のいくつかは、本学の諸制度を実際の運用する際に、状況の把握が不十分なところから生じているように思われる。教育の理念を考え、教育研究体制に十分に意を払っているにもかかわらず、いわば、詰めに甘いところがあって、これが結果的に、教育研究活動全体のバランスの悪さを生んでいるように思われるのである。ということは、その対策もまた、研究教育活動の実際の遂行状況を詳細に検討することから立てざるを得ないことになる。本報告ではまだ、十分に詳細には検討しきれていない面もあろうが、各項目の点検・評価からその問題点の所在までは明らかにできた部分も多いと思われる。

(4) 教育方法とその改善は、本学の教育にとって何にも増して重要な課題だと考えられ、各学科単位で、また全学的に、鋭意、改善に取り組んでいるところである。

しかしながら、各項目について自己点検・評価をしながら述べたように、本学ではまだその端緒についたばかりの取り組みも含まれている（例えば、履修科目登録の上限設定、オフィスアワー、FD活動、学生による授業評価など）。これらの項目に関しては、改善をしつつあるという現状の報告はできて、点検・評価を行なうにはまだ十分に機が熟していない。本報告書でも、点検・評価をする代わりに、今後行なう予定の点検・評価のための立脚点や評価基準を、いささか思弁的になりながら述べるにとどまることとなった部分がある。

しかし、自己点検・評価としては不十分な部分があるとしても、これは観点を変えていけば、大学として、教育方法の改善に向けて取り組んでいる現状を報告できたということでもある。このように、大学が組織的に動き始めていることは、とりあえず積極的に捉えておきたい。

(5) これまで、大学の教育は、各専門分野の学問志向、学問中心主義のもとに行なわれる傾向が強かったように思われる。これは決して否定的に考えるべきことではないが、学問志向、学問中心主義は、ともすれば、教師の自己中心志向となりがち側面を持っていることも否めない。専門的な学問を軽視することなく、しかし、教育はより学生を中心としたものになるように、教師は両者の仲立ちを積極的に務めていく必要がある。教育方法の改善とは、まさに、このような教師の役割を明確に意識させてくれる点検・評価項目である。

たとえば、厳格な成績評価を例にとれば、教師が自らの専門性を絶対的なものと考えている場合は、教師はただ自己の専門性と良心に照らして公正に学生を評価することが、最上の成績評価法だということになる。一方、教師は学問と学生とを媒介する役割を負っていると考えれば、厳格な成績評価とは、専門性と公正さに加えて、学生の今後の勉学に評価がどのような役割を果たせるか、学生にどれだけ豊かな情報を評価が与えられるかなども、重要な意味を持つてくることになる。

大学という高度な専門性が要求される場で、どのようにしたら学生を中心とした教育を構築していくことができるか、そのためには具体的にどのような方法を用いたらよいか、どのような組織的取り組みを行なったらよいか、このような点を念頭に置きつつ、自己点検・評価をおこなってきた。その結果、明らかになった諸課題に通底するのもまた、教育者としての原点に教員が立つことが求められているということである。どのような具体的課題に取り組むにせよ、この原点に立ち返って検討を始めることを、常に心に留めなければならないであろう。